

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イー④）の規定に基づく不況業種の認定について

経済産業大臣により指定された業種を営む中小企業者で、区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

(1) 受付場所

台東区 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128
〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階

(2) 認定の要件

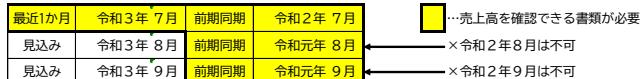
- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 【法人】区内に本店登記をしていること。【個人】区内に主たる事業所があること。
- 3 別に定める指定業種一覧*1のいずれかに業種が該当していること。
1つの指定業種に属する事業のみを行っている。または、兼業者であって行っている事業が全て指定業種に属している。
- 4 新型コロナウイルス感染症に起因して最近1か月間の事業全体の売上高等（建設業にあっては完成工事高または受注残高）が前年同期比で、5%以上減少しており、かつ、その後見込み2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で、5%以上減少していること。（最近1か月とは、原則申請する月の前月を指します。）

*1 指定業種一覧およびその業種の定義について、次のホームページでご確認ください。

指定業種一覧 中小企業庁HP http://www.chusho.meti.go.jp/kiryu/sefu_net_gaiyou.htm
日本標準産業分類 総務省HP https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

注意事項	※事業活動に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月以降の売上高は、最近1か月及びその後2か月の見込み月に対する比較対象月とすることができます。その場合は、前々年の同月を比較対象月とし、売上高の資料も前々年の資料が必要です。なお、事業活動に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月は事業者様ごとに異なることから、下記必要書類の項目2「確認書」に記載してご申告ください。
------	--

(3) 必要書類

1 法人／個人	申請書 ※2確認書をご記入いただきてから申請書の記載をお願いします。
2 法人／個人	確認書
3 法人／個人	確認書の各月売上高を確認できる同一資料2期分（試算表、総勘定元帳等） ※1】売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの（1行書き等は不可） ※2】兼業業種がある場合、細分類業種ごとに売上高が確認できるもの ※3】決算書等の集計ベースと一致している円単位の資料であること 例）法人の場合：法人税申告書等に添付の法人事業概況説明書と売上高を確認できる資料（前期分）が千円単位で一致する 等 例）個人の場合：青色申告決算書の月別売上（収入）金額と売上高を確認できる資料（前期分）が一致する 等 ※4】事業活動に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月以降の売上高が、比較対象月に含まれていないこと。 例）「事業者に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月」が『令和2年8月』の場合、「認定申請をする月」が『令和3年8月』の際の比較する月は原則下図のようになります。 
4 法人／個人	最近1年間の売上高を確認できる資料（試算表、総勘定元帳等） ※最近1年間とは、確認書の最近1か月よりさかのぼった12か月分とします ※売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの ※兼業業種がある場合、細分類業種ごとに売上高が確認できるもの
5 法人／個人	見込み売上高等を確認できる書類（売上計画表等）※様式は任意です。 ※兼業業種がある場合、細分類業種ごとに売上高が確認できるもの
6 法人のみ	商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）
7 法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式（2期分） ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
個人	最新の確定申告書・青色申告決算書等控一式（2期分） ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
8 法人	法人実印（訂正印用です）
個人	事業主の実印（訂正印用です）
9 法人／個人	許認可証 ※許認可が必要な業種についてのみ
10 法人／個人	前回と同業種で再申請される場合は、前年度取得した5号認定書写し
*	上記の他、必要に応じて書類を別途ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。

(4) 留意点

- ・認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくことになります。
- ・特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・5号認定の手続きは事業者様からの予約が必要となりますので、上記までご連絡ください。
- ・台東区HPも併せてご覧ください。https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyoukeiei/yusijoseikin/yushiseido/nintei_seido/5gou_i.html